



# 令和8年度新入生 保護者説明会 資料

令和8年1月29日（木）  
白井市立大山口中学校



## <もくじ>

I	大山口中学校の概要	.....	1
II	大山口中学校の学校生活	.....	2
III	学校の生活上のルール	.....	4
IV	学習について	.....	7
V	保健室より	.....	8
VI	集金等について	.....	12
VII	その他	.....	14
VIII	令和8年度入学式について	.....	14

## <白井市教育委員会より>

- 令和8年度就学援助制度のお知らせ
- 白井の特別支援教育
- 特別支援教育就学奨励費制度について

# I 大山口中学校の概要

## 1 名称と位置

学校名：白井市立大山口中学校

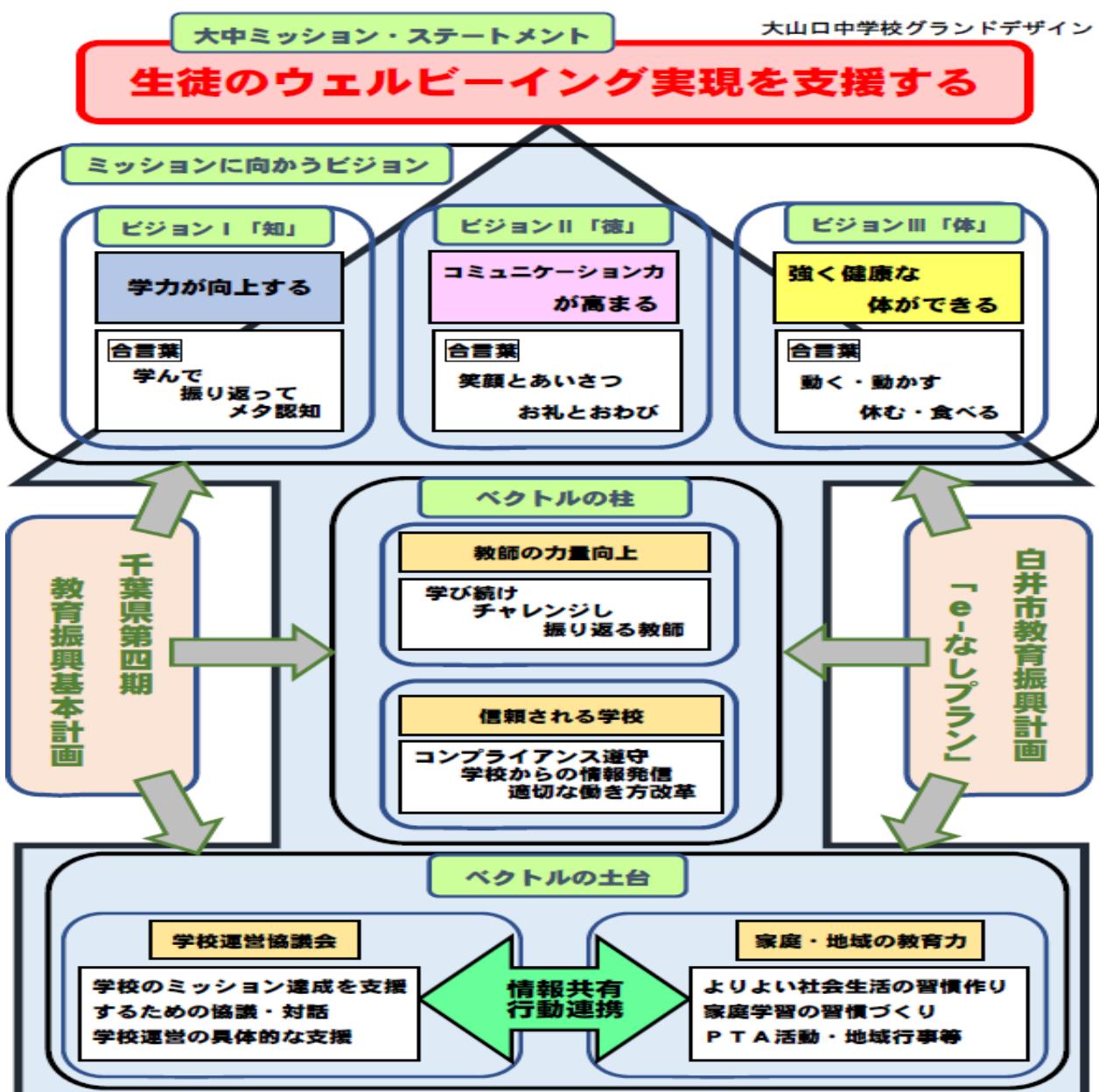
所在地：千葉県白井市大山口2丁目1番地1号

連絡先：047-491-8091

## 2 学区の概要

昭和54年に開校する。学区は白井市南西部に位置し、市全域の約7分の1にあたる。新興住宅地（白井第三小学校区）と千葉ニュータウン（大山口小学校区）より形成されている。令和8年度は、1年生5学級、2年生5学級、3年生5学級、特別支援5学級の計20学級を予定している。

## 3 教育理念



## II 大山口中学校の学校生活

### I 入学にあたって

#### (1) しっかりと目標を持たせましょう。

誰しも中学校に入学する時には、期待と不安があるものです。何かひとつでも目標を持ちながら中学校に入学してくることは、とても大切です。

- 「中学生になったら、……をしよう。」
- 「中学生になったら、……ができるようにしよう。」
- 「中学生になったら、……を頑張ろう。」



#### (2) 基本的な生活習慣は身についていますか。

- あいさつや言葉遣い等の基本的な礼儀。
- 人の話を聞き、友達と協力すること。
- 学習用具などの用意・準備。
- 時間を守ること。
- 服装、身だしなみ。

#### (3) 集団生活には、約束事があります。

集団生活を円滑にするためには、いろいろな約束事があります。約束事は、生徒一人ひとりを守るためにあります。そして、社会に適応するための訓練としても意味があることを自覚させたいものです。

#### (4) 健康管理をしっかりと行う。

中学生になると生活のリズムも変わってきます。自分自身で健康管理がしっかりとできるようにさせたいものです。

### 2 生活について

#### (1) 日課表（令和7年度）

日 課	時 程	
生徒登校完了	～ 8:10	
読書	8:10～ 8:20	
朝の会	8:20～ 8:30	
1校時	8:40～ 9:30	
2校時	9:40～10:30	
3校時	10:40～11:30	
4校時	11:40～12:30	
給食・昼休み	12:30～13:25	
清掃	13:30～13:45	
5校時	13:55～14:45	5校時日課
6校時	14:55～15:45	
帰りの会	15:50～16:05	14:50～15:05



## (2) 教育課程

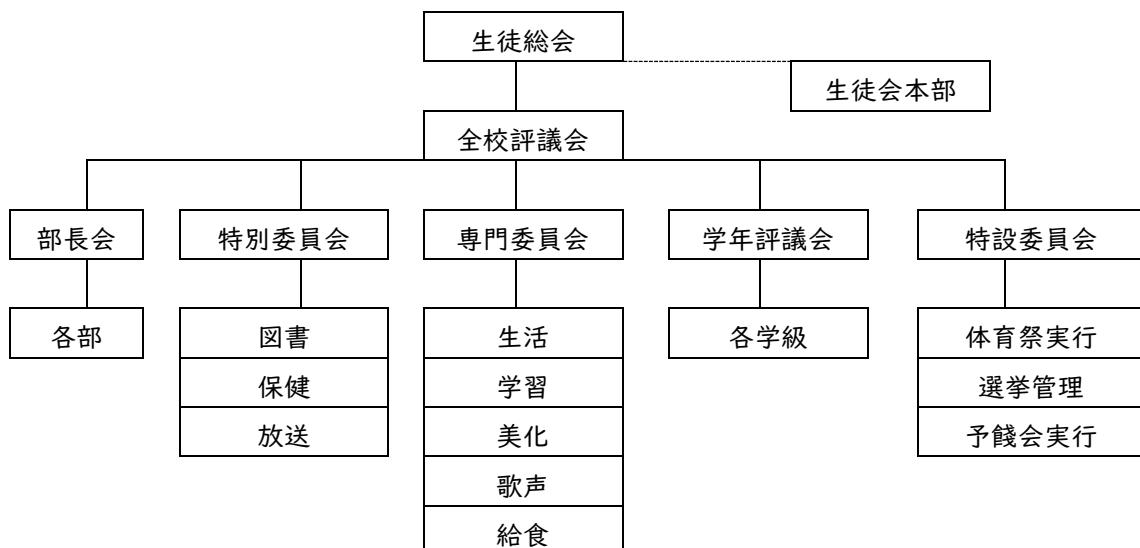
### ①年間予定授業時数（令和8年度予定）

	必修教科									総学 合習 的時 間	道 徳	学 活	合 計
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	体育	家政				
1年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	50	35	35	1015
2年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	70	35	35	1015
3年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	70	35	35	1015

### ②週あたりの予定授業時数（令和8年度予定）

	必修教科									総学 合習 的時 間	道 徳	学 活	合 計
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健	体育	家政				
1年	4	3	4	3	1.3	1.3	3	2	4	1.4	1	1	29
2年	4	3	3	4	1	1	3	2	4	2	1	1	29
3年	3	4	4	4	1	1	3	1	4	2	1	1	29

## (3) 生徒会組織



## (4) 部活動

### ①部活動の種類

運動系				文化系			
1	野球	男	グラウンド	11	吹奏楽	男女	音楽室
2	ソフトボール	女	グラウンド	12	美術	男女	美術室
3	ソフトテニス	男	テニスコート	13	ボランティア	男女	被服室
4	硬式テニス	女	テニスコート				
5	サッカー	男女	グラウンド				
6	陸上競技	男女	グラウンド				
7	バスケットボール	男女	体育館				
8	バドミントン	男女	体育館				
9	バレーボール	女	体育館				
10	柔道	男女	明倫館				

## ②部活動の実施について

- 朝、放課後に練習します。
- 定期テスト3日前から、原則として活動は停止です。
- 部活動ガイドラインにより月曜日から金曜日の平日に1日休養日を設定します。
- 活動終了時刻は季節で変更します（日没時間を考慮して最終下校時刻を設定）。
- 1年生の正式入部は、部活動見学、仮入部を経てからになります。
- 部活動は、3年間続けることを原則とします。
- 令和6年度より徐々に土日の活動が地域展開になりました。令和8年度より全ての部活動が実施になります。※ボランティア部以外

### \*部活動最終下校時刻（令和8年度予定）

月	1日～15日	16日～月末	備考
4月	17:30	17:30	1年生仮入部期間 17:00
5月	17:30	17:30	
6月	17:30	17:30	
7月	17:30	17:30	18日（夏季休業開始） ～16:30
8月	16:30	16:30	
9月	17:30	17:15	
10月	17:00	16:45	
11月	16:30	16:30	
12月	16:15	16:15	
1月	16:30	16:45	
2月	17:00	17:00	
3月	17:00	17:00	

## III 学校の生活上のルール

中学校ではルールを通して自分や周りのことを大切に生活できるように生徒を支援しています。また、生徒が中学校で学んだことが、社会で生きていく力に繋がるよう、保護者の方々と学校が手を取り合いながら協力していくことがとても大切だと考えています。今後、不安なこと等あれば、大山口中学校までお気軽にご連絡ください。

### I 服装規程

(1) 定められた服装を守り、常に清潔に心がける。制服の変形はしない。

	制服	夏季制服	靴下
ズボン スタイル	ブレザー・ズボン ・ワイシャツ・ネクタイ	ズボン ワイシャツ ※ネクタイ	白・黒色無地 (ワンポイント・ワインライン可)
スカート スタイル	ブレザー・スカート ワイシャツ・リボン	スカート ワイシャツ ※リボン	白・黒色無地 (ワンポイント・ワインライン可) 黒ストッキング *黒ストッキングには黒の靴下が望ましい。

※夏季制服のネクタイ、リボンはつけてもつけなくてもよい。

※どちらのスタイルも、夏服として白ポロシャツの着用可。

※白ポロシャツは各自用意。ワンポイント可。

- (2) 冬季は、コートやウインド・ブレーカーを制服（冬服）の上に着用してもよい
- (3) 冬季は、セーター・ベスト・カーディガン（黒・紺を基調としたものを制服の下に着用してもよい。）
- (4) 校内では指定の上履きをはく。氏名を明記すること。
- (5) ジャージ、体操服、ハーフパンツは学校指定のものとする。下記のように、名札をつける（姓のみも可、学年は書かなくても良い）。
- |                       |        |   |
|-----------------------|--------|---|
| ・体操服・ジャージ上（左胸につける）    | 大山口中学校 | A |
| ・ハーフパンツ・ジャージ下（右尻につける） | 山田（太郎） |   |
- \*できれば体操服は2枚以上あると夏場など便利。
- (6) 靴下は白・黒色で、くるぶしが隠れるものとする。ルーズソックスやアンクルソックスは不可とする。また、ワンポイントやワンラインを可とする。
- (7) （各教科で指示があった場合を除き）原則として授業中は制服を着用する。
- (8) 清掃時は体操服・ジャージを着用する。
- (9) 登校時は制服を着用する。行事等で指示がある日はジャージで登校してもよい。
- (10) 下校時はジャージ着用を可とする。

## 2 持ち物の規程

- (1) 学習に必要な物は、学校に持ってこない。  
\*学校に必要な物（貴重品・携帯電話・ゲーム機等）を持ってきてしまった場合は学校で預かり、直接保護者の方に返却します。
- (2) 通学かばんは、安全面から両手が使えるリュックタイプ・スポーツバッグから選んで使用する。形や色の制限は特になく教室のロッカーに収納できる物（個人のロッカー横45cm、高さ32cm、奥行40cm）とし、必ず記名する。

## 3 通学規程

- (1) 通学路・交通ルールを守り、安全に登校することを心がける。
- (2) 自転車通学について  
①自転車通学許可対象地域は白井第三小学校区とする。  
②年度初めに自転車通学申請書を提出する。  
③自転車の安全運転に心がける。  
④決められた自転車に乗る。（カマキリハンドルでないもの・荷台があるもの・変形されていないもの、反射板、ライト・ベルが使用できるもの）  
\*学校で定期的に自転車点検実施します。ご家庭でも日々の点検をお願いします。  
⑤通学用ヘルメットをかぶる。  
\*自転車通学許可対象地域の生徒に対し、市より無償で配付されます。  
⑥ステッカーをつける。ステッカー代金（160円前後）は後日集金する。  
⑦かばん等の荷物を荷台にきちんと結びつける。前かごには入れない。

\*リュックタイプのバックのみ、荷綱を使わず背負っても良い。肩掛けのバックは荷綱（各自で購入）を使い荷台に固定する。

⑧雨の日はカッパ（各自で購入）を着用する。傘を持っての片手運転はしない。

⑨自損事故や相手にけが等をさせてしまう事故等、万が一の可能性を考えて自転車通学者は損害賠償保険に必ず加入する。

⑩ルールを守れない時は、自転車通学を停止する。

\*違反者に、イエローカード・レッドカードを渡し、今後の改善を促す。

### 【通学に関してのお願い】

近年、生徒数の増加に伴い、通学路が大変混み合っております。自転車の並列走行の禁止やヘルメットを必ずつけることなど、具体的にお子さまと交通ルールの確認をお願いします。また、大山口小学校～大山口中学校前の緑道は自転車を降り、ヘルメットをつけたまま自転車を押して登下校することになっておりますので、お子様とご確認をお願いします。

## 4 頭髪規程

(1) 常に清潔を心がける。パーマ・染色・脱色・整髪料は不可とする。

(2) 髪は肩につかない長さとする。長いものはゴムやピンで束ね、ゴム・ピンの色は黒・紺と髪の毛に馴染む色とする。

(3) 不要なものはつけない。

## 5 通学靴

(1) 体育の授業でそのまま使用できる運動靴（スポーツシューズ）とする。

(2) 革靴・ハイカットは不可とする。ひもはきちんと結んで履くこと。

## 6 その他

### (1) 入学式について

①自転車通学予定者は、入学式当日は徒歩または保護者の送迎で登校してください。入学式当日にヘルメットを配付し、次の日以降の自転車通学の詳細について説明します。

②名札は学校でまとめて購入し、入学式当日にお配りします。

### (2) 携帯・スマートフォンの扱いについて

①近年、携帯・スマートフォンのトラブルが多発しております。使い方について、各企業が出している注意事項を必ず確認してください。

②犯罪やネット依存等から子どもたちを守るために、各企業のフィルタリングやペアレンタルコントロール機能の利用を推奨しています。

③ルールや約束事をご家庭でお子さまと話し合う時間を作ると助かります。話し合いの場を作ることで使い方を考え、正しく利用できるように学びを深めていくことが非常に重要です。

## IV 学習について

### I 授業について

- (1) 小学校の授業と中学校の授業での一番の違いは、教科によって担当者が替わることです。学習する教科等は国語（書写を含む）、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、学級活動、特別の教科道徳、総合的な学習の時間となります。
- (2) 学級活動、特別の教科道徳は学級担任が担当します。



### 2 テストについて

- (1) 年間4回全校一斉の定期テストがあります（前期2回、後期2回、3年は後期1回）。これは、どの程度学習内容が理解されているかを知るために行います。また、教科ごとに小テストや単元テストなども行われます。
- (2) テストに向けて計画的に準備し復習等を行うことはとても大事な学習です。
- (3) 成績はテストや授業での取り組みなどで総合的に評価します。

### 3 必要な学習道具

- (1) 教科で必要な副教材（資料集、ワークブック等）は入学後学校で購入します。
- (2) 教科で使うノート等は最初の授業時に教科担任から説明があるので、事前に準備する必要はありません。
- (3) 学習用具、カバン、体操服等の持ち物には、必ず記名をしてください。



### 4 通知表について

- (1) 通知表は前後期ごとに1通、1年間で2通発行します。
- (2) 学年末（後期）の通知表には、各教科の学年評価も記載されています。
- (3) 各教科の学習の記録について
  - ①観点別学習状況…各教科3観点で評価します。
  - ②各教科で検討した教科の目標と照らし合わせ、その達成状況を観点別に3段階で表します。

(目標に対する絶対評価) A…十分満足できると判断されるもの  
B…おおむね満足できると判断されるもの  
C…努力を要すると判断されるもの

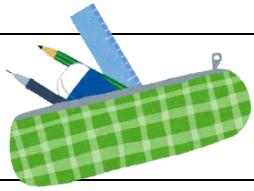
- ③評定…各教科の目標と照らし合わせ、その達成状況を総括的に評価します。  
つまり、観点別評価を総合したものです。

5…十分満足できると判断されるもののうち、特に高い程度のもの  
4…十分満足できると判断されるもの  
3…おおむね満足できると判断されるもの  
2…努力を要すると判断されるもの  
1…一層努力を要すると判断されるもの



#### (4) 行動の記録について

- ……十分満足できる状況にあると判断されるもの
- 空欄…おおむね満足できる状況にあると判断されるもの
- △……努力を要する状況にあると判断されるもの



## V 保健室より

～健康な中学校生活を送るために～

心身共に大きく成長する時期を健康に過ごせるよう、自らの健康に関心を持ち、健康な生活習慣を実践できる中学生になってほしいと思います。そのためには、家庭や学校からの適切な働きかけが必要となります。

### | 定期健康診断・予防接種について

学校保健安全法に基づき、毎年4～6月に以下の定期健康診断を行います。

検査項目		1年	2年	3年
保健調査（保健調査票※1による健康調査）		○	○	○
学校が行う 検査	身長・体重・視力	○	○	○
	聴力	○	/	○
	色覚検査 ※希望者のみ	△	/	/
委託検査機関が 実施する検査	尿検査	○	○	○
	脊柱側弯症検査（3Dスコリオ）	○	△	△
	小児生活習慣病検査	○	/	/
学校医・専門医 による検診	内科・歯科	○	○	○
	耳鼻科・眼科	○	/	/
	結核検診（問診）	○	○	○



- … 全員実施
- △ …一部実施
- / … 実施しない

\*保健調査票については入学後に配付します。健康状態や緊急連絡先について詳しくご記入ください。なお、健康上心配な点や配慮が必要な場合は、お早めに養護教諭までご相談ください。

### 〈健康診断結果の通知について〉

- ・二次検査や病院受診が必要な場合は、その都度保護者宛文書にて通知します。
- ・全ての結果については7月に「健康診断の記録」を配付しますのでご確認ください。

## 2 保健室の利用について

保健室は、健康診断・健康相談・救急処置・保健指導・健康情報提供等、健康面における保健センター的役割を担っています。中学校での3年間、お子さんが心身共に元気に学校生活を送ることができるよう、また「自分の健康は自分で守る」力を身につけることができるよう、保健室から支援していきたいと思います。できる限り生徒の声に耳を傾け、一緒に考え、行動できるようにしています。

### (1) 休養は1時間まで

- ・体調不良のため授業に出られそうにない場合は、休養をさせ様子をみます。
- ・1時間休養しても良くならない場合は、家庭連絡後早退となります。状況により自力で早退させる場合と保護者の方にお迎えをお願いする場合があります。自力早退の場合は、安全確認のため帰宅後学校に連絡を入れてもらっています。確実に連絡がとれる連絡先をお知らせいただき、鍵を持たせるようにしてください。

### (2) 内服薬は使用しません

- ・アレルギー、体质の違いによる危険性などから、学校では内服薬は渡しません。
- ・必要な内服薬がある場合は、ご家庭より持参させてください。

### (3) 継続しての手当ては行いません

- ・けがの手当ては、けがをした当日のみとなります。帰宅後以降は家庭で経過観察し、絆創膏やシップ等継続的に必要な場合はご家庭より持参させてください。
- ・病院受診が必要と判断した場合は、ご家庭に連絡します。

## 3 学校において予防すべき感染症について

学校保健安全法により定められた感染症にかかった場合には、出席停止（欠席扱いにならない）となります。医師より下記の診断を受けた場合は、速やかに学校にご連絡ください。

※白井市では疾病により、治癒証明の必要なものと電話等による聞き取りをもって登校可となるものがあります。いずれも医師の指示のもと、法定通りの日数休養をお願いします。治癒証明が必要な場合は学校HP「治癒証明書」から用紙をプリントアウトし、医師に記入していただき、証明書を持って登校してください。

### 〈出席停止となる主な感染症〉

#### (聞き取りで良い疾病)

病名（俗名）	出席停止期間
インフルエンザ	発症後5日、（発症日0日、発症日の翌日から1日と数える） かつ解熱後2日が経過するまで
コロナウイルス 感染症	発症後5日、（発症日0日、発症日の翌日から1日と数える） かつ解熱後2日が経過するまで
溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
感染性胃腸炎	下痢・おう吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治療期は全身状態が改善すれば登校可能

## (医師による治癒証明文書が必要な疾病)

麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風疹	発疹が消失するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
結核	症状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで

## 4 独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

お子さんが学校管理下でおきた傷病で医療機関にかかったときに、医療費や見舞金が給付される共済制度のことです。白井市は全員加入となります。

### 〈給付の適用範囲〉

医療費の合計が5,000円以上のもの（健康保険を使用し、自己負担1,500円以上かかったもの）※自己負担1,500円未満は対象外となります。

### 〈年間掛金〉

保護者負担額460円（令和7年度現在）

※掛金920円の内、市の補助を差引いた金額

### 〈学校管理下とは〉

- ・学校にいるとき（始業前、授業中、休憩時間中等）
- ・校外学習、修学旅行
- ・通常の経路・方法による登下校中（相手が特定されている  
交通事故は該当しない）



※学校管理下のけがは、日本スポーツ振興センターに申請します。病院受診の際は受給券を使用せず保険証（マイナンバーカードや資格確認書等）を提示して支払いをお願いします。（あやまって使用された場合は、病院にて再精算になりますのでお気を付けください。受診の際は病院受付にて学校でのけがである旨をお伝えください。）

※受診されましたら、学校より申請のために必要な用紙をお渡ししますので、お知らせください。

※詳しくは入学後に配付する「災害共済給付制度への加入について」をご覧ください。  
※地域展開の活動時は対象外です。

## 5 入学までの準備

### (1) 規則正しい生活リズムを身につけましょう

中学生は忙しい！メリハリ、切り替えが大事です。

#### ①睡眠

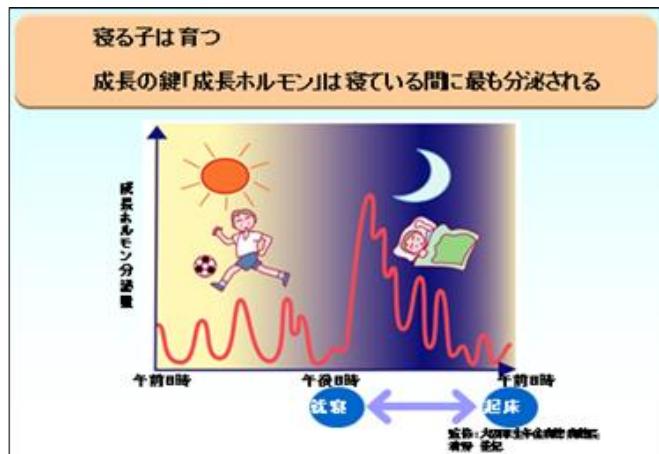
睡眠は心身にとって最も重要な休養です。部活や塾等、放課後も忙しい中学生ですので、睡眠時間確保のために、時間の使い方の工夫をお願いします。スマートフォンやタブレット、パソコン等の使用についてもルールが必要です。体調不良を訴えて来室する生徒には、寝不足が原因と思われるケースが大変多いです。

中学生の体はまだまだ成長の時期ですので、睡眠時間は8時間以上を確保したいところです。登校時間から逆算すると22時頃には就寝して欲しいです。習い事や、塾で忙しいですが、なるべく早く就寝するようにお声がけください。



#### ◎睡眠不足になると…

- ・頭痛・気分不良・イライラ
- ・集中力の低下・けがの原因
- ・授業中の居眠り
- ・病気への抵抗力が下がる
- ・疲れが取れない
- ・身長が伸びにくくなる
- ・肌の老化
- ・脂肪の増加・太りやすくなる



小児神経学クリニック院長 星野恭子医師の資料より

#### ②早寝・早起き・『朝ご飯』

朝食は午前中の活動のエネルギー源であり、胃腸に刺激を与え、体温を上げ身体を目覚めさせる役割があります。体調不良で来室する生徒の中には、朝食を食べて来ない人（日常的に）がいます。朝食をとる習慣を身につけてほしいです。特に温かいもの（味噌汁、スープ、あたたかいご飯、おもち、雑炊など）が献立に入っていると体が温まりやすくお勧めです。

朝食を摂るには時間に余裕を持った起床が大切です。時間がないと食事時間がないことはもとより食欲もわきません。早く起きるためににはやはり、早寝が大切になります。

### (2) 未治療の疾病がある場合について

むし歯等でまだ治療を終えていない場合は、入学前まで治療完了されるようお願いします。

### (3) 健康上心配な点がある場合は、養護教諭までご相談ください。

## 6 学校給食における食物アレルギーの対応について

白井市では食物アレルギー対応食の提供が可能になっています。2月頃、在籍する小学校から「食物アレルギー対応に関する調査票」が配付されますので、記入後小学校に提出してください。この時、学校において食物アレルギーに対する配慮を希望する場合は、追って学校から「学校生活管理指導表」が配付されますので、病院を受診し、医者に記入してもらい、小学校に提出してください。（白井市外から転入の場合は個別にお知らせください）

## 7 その他

中学校生活は小学校生活から大きく変わり、学習や部活動、人間関係等、心身共に今までにないエネルギーを費やすようになります。また、急速に成長する時期ですが、反面、ホルモンの影響も受けやすい時期で、些細なことで不安になったり、感情的になったりするのも思春期によくみられることです。家庭でも、お子さんの成長を感じる反面、接し方にも戸惑いを覚えることもあるかもしれません。適度な距離で温かく見守ることが大切と思われます。ご家庭では、規則正しい生活習慣が身につくよう援助し、安定した心で中学校生活を送れるよう、必要な時は厳しく接し、頑張っている時は温かい声をかけてあげてください。思春期の子たちへの言葉かけ、伝えたいことは「CCQ」（Calm：おだやかに Close：近づいて Quiet：静かに）を意識してみてください。

## VI 集金等について

### I PTA会費、教材費等について

上記の学校で集金するものについては、京葉銀行での引き落としになります。引き落とし依頼書【2枚目（収納企業控）】は、入学式当日に担任に提出してください。また、京葉銀行の口座がないご家庭は、口座を開設してください。

\*預金口座振替依頼書の書き方については、次項をご参照ください。

ア 取り扱い金融機関 京葉銀行

イ 令和7年度年間集金総額（例）

1学年 25,306円 諸経費、生徒会費、PTA会費

2学年 23,288円 諸経費、生徒会費、PTA会費

3学年 41,565円 諸経費、生徒会費、PTA会費、進路・卒業関係諸費

引き落としに手数料55円がかかります。

1年生は、4回に分けて集金します。（5月～8月）

生徒会費、PTA会費は5月に一括して引き落とします。

来年度の引き落とし日は、5月は25日、6月以降は5日（土日祝の場合は翌日）です。前日までに、口座への入金をお願いします。

\*5月と6月は11日間しか期間がありませんのでお気をつけください。

## 2 預金口座振替依頼書の記入に際して

### 1 枚目（支店保管）

預金口座振替依頼書

株式会社 京葉銀行	白井 支店 御中	年 月 日
-----------	----------	-------

私は、下記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納企業名	白井市立 大山口中学校	印(忘れずに!!) 283-01
預金口座	(フリガナ) 大山口 太郎	銀行への届出印
預金者名	*1	京葉銀行 白井 *2
		銀行コード 銀行名
		0522283
		預金種目 1.普通 2.当座
		口座番号
振替日	収納企業の指定する日（銀行休業日の場合は翌営業日）	

#### - 預金口座振替規定 -

1. 銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引換しのうとしないでください。この場合、預金規定または預金取扱規則にかかる料金、手数料、回数料等の請求は受け取らなければなりません。 2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を用いてある範囲内の余額合計）となるときは、私に通知することなく、請求書を添付しておこなわせることができます。 3. この預金口座振替についてかりに勘誤が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。

（収納企業使用欄） 子どもの名前をお書きください。

契約者名	大山口 次郎	捺印欄	料金等の収納依頼企業名
*3 住 所	白井市大山口2-1-1 (〒270-1934) (TEL 047(441)8091)	印鑑欄	料金等の種類
契約者番号等		印鑑照合	
		受付印	

11316 20.4H (3-1)

### 2 枚目（収納企業控）

（収納企業名）白井市立 大山口中学校 御中 印(忘れずに!!) 283-01  
(金融機関への依頼内容)

預金口座	(フリガナ) 大山口 太郎	京葉銀行 白井 支店
預金者名		銀行コード 銀行名
		0522283
		預金種目 1.普通 2.当座
		口座番号
振替日	収納企業の指定する日（銀行休業日の場合は翌営業日）	

私は、下記の料金等を預金口座振替により支払うこととしたく、上記の内容を金融機関に対して依頼しましたので、請求書は上記の金融機関に送付してください。

契約者名	大山口 次郎	料金等の収納依頼企業名
住 所	白井市大山口2-1-1 (〒270-1934) (TEL 047(441)8091)	料金等の種類
契約者番号等		

（3-2）

※給食費について、中学生は令和7年度より無償化となっています。

□記入例とその際の注意点を○で囲っております。記入する際にご参照ください。

### 1 枚目（支店保管）

- \*1 必ず押印してください。
- \*2 「支店番号」をご記入ください。
- \*3 「契約者名」はお子様の氏名をご記入ください。

### 2 枚目（収納企業控）

- \*4 銀行で手続きが済むと、銀行印が押されます。押印された2枚目（収納企業控）を学校へご提出ください。
- \*5 1枚目の「銀行への届出印」と同じものを「契約者印」として押印ください。

### 3 枚目（お客様控）

ご家庭にて保管してください。

## VII その他

### I 欠席・遅刻・見学等について

- (1) 原則として保護者の方からご連絡ください。
- (2) 原則としてLINEを利用し、午前7時40分までにお願いします。これ以降は電話またはFAXにて連絡をお願いします。  
TEL 047-491-8091 FAX 047-492-3016

## VIII 令和8年度入学式について

1 日時 令和8年4月9日（木）

2 場所 本校体育館

3 日程

8：30～ 9：00 新入生受付（於：A棟昇降口）

8：50～ 9：15 保護者受付（於：B棟昇降口）

9：05～ 9：25 新入生学活

9：35～ 新入生入場

9：40～10：20 入学式

10：30～ 新入生退場

10：40～11：20 新入生学活

10：40～11：20 PTA保護者会 \*会場：明倫館

4 持ち物

(1) 教育委員会発行の入学通知書（保護者が受付で提出）

(2) 上履き、筆記用具、バッグ

(3) 預金口座振替依頼書（3枚複写）

⇒ 2枚目の「収納企業控」を、教室で新入生が学級担任に提出する。

5 その他

(1) 駐車場はグラウンドになります。校門付近や来賓用駐車場には駐車しないでください。また、学校敷地内は最徐行をお願いします。

(2) 自家用車で敷地内へ入庫する場合、及び敷地外へ出庫する場合には、すべて左折をお願いします。安全面の確保及び混雑緩和の観点から厳守ください。

(3) 自家用車で来校する場合、新入生の下校時まで出庫することはできません。あらかじめご了承ください。

(4) 自転車で来校する場合、駐輪場は在校生の駐輪場になります。担当の指示に従って奥から駐輪をお願いします。

(5) 教育委員会発行の入学通知書は、保護者の方が保護者受付（B棟昇降口）で提出してください。

(6) 入学式翌日（10日）は小学校が入学式のため、お弁当の予定になっております。



## 令和8年度 就学援助制度のお知らせ

白井市教育委員会

市では、市内に住所があり、白井市立小・中学校に在学しているお子さんが経済的な理由により就学することが困難な場合に、その保護者に対し、学用品費や給食費、校外活動費など義務教育を受けるために必要な費用の援助を行っています。

下記およびQRコード先をお読みいただき、就学援助を希望する場合は申請してください。

(前年度に就学援助を受けていた方も、継続して援助を希望する場合は、改めて申請が必要です。)

### 援助を受けられる対象者及び申請時の必要書類

市内に住所があり、令和8年4月に白井市立小・中学校に入学予定者の保護者で、次のいずれかに該当する場合。（※1）（※2）



- 1 生活保護を受けている（要保護）
- 2 次のいずれかの措置を受けた（準要保護）

申請理由	理由を証明する書類
① 生活保護の停止または廃止	—
② 市民税の非課税（世帯全員）	—
③ 個人事業税の減免	減免決定通知書
④ 市民税の減免	減免承認決定通知書
⑤ 固定資産税の減免	減免決定通知書
⑥ 国民健康保険税の減免（世帯全員）	国民健康保険税減免決定通知書
⑦ 国民年金保険料の減免（世帯全員）	国民年金保険料免除申請承認通知書
⑧ 児童扶養手当の支給	—
⑨ 生活福祉資金の貸付け	生活福祉資金貸付決定通知書

3 上記1・2には該当しないが、失業や病気、災害など特別な事情により経済的に困窮している。

（※1）必要に応じて民生委員による家庭環境調査を行う場合があります。

（※2）年度途中に認定要件を失った場合、学校政策課へお知らせください。

連絡がない場合や申請内容と事実が異なることが判明した場合は、支給済の援助費を過去に遡って返還していただくことがあります。

### 申請手続き

- 1 申請場所 白井市役所 東庁舎3階 学校政策課 ※郵送での申請は受け付けておりません。
- 2 申請期間 **令和8年1月13日（火）から令和8年4月10日（金）まで**

- ・申請期限を過ぎて申請された場合、満額の支給は受けられなくなりますので、期間内に申請してください。
- ・4月10日までの申請は4月からの認定、以降の申請は申請日の翌月以降の認定となります。
- ・新入学児童生徒学用品費等（入学準備金）の前倒し支給を希望する場合は、1月30日（金）までに申請してください。認定された方は、入学前（3月）に支給します。期日を過ぎた場合は、8月以降に支給します。

- 3 必要書類等

- (1) 白井市就学援助認定申請書、口座振替依頼書兼同意書（学校政策課または市ホームページにあります。）
- (2) 理由を証明する書類（上表のうち該当者のみ）
- (3) 写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）
- (4) 保護者名義の振込先口座の通帳（金融機関名、支店名、種類、口座番号、口座名義）

**援助の内容【年額・4月認定者の場合】**

就学援助は、下表の費用を支給します。※学校へ納付するお金を免除する制度ではありません。  
支給時期は8月以降となります。

なお、年度途中から認定された場合は、支給される金額が下表の年額とは異なります。

費目	小学生	中学生	支給区分	
			要保護	準要保護
学用品費	年額 11,630 円（※3）	年額 22,730 円（※3）	—	○
通学用品費 (※4)	2学年以上の児童生徒	年額 2,270 円	—	○
校外活動費	実費（宿泊を伴うものは年1回限り）		—	○
通 学 費	片道 4 km以上で通学 を利用する交通機関 の旅客運賃の実費	片道 6 km以上で通学 を利用する交通機関 の旅客運賃の実費	—	○
修学旅行費	実費（小学校・中学校でそれぞれ1回限り）		○	○
新入学児童生徒 学用品費等 (入学準備金)	4月認定の1学年 年額 57,060 円（※3）	4月認定の1学年 年額 63,000 円（※3）	—	○
医 療 費	医療券を交付 学校保健安全法施行令第8条に規定する疾病に対するもの		○	○
学校給食費	実費		—	○

（※3）国の要保護児童生徒援助費補助金の単価改定に伴い、支給金額が改定になる場合があります。

（※4）通学用品費は、小学1年生・中学1年生は対象外です。

**よくあるお問い合わせ**

Q1. 就学援助の認定を受けると、教材費等の学校への支払いは免除されますか？

A1. 学校から請求される教材費等は、学校の指示に従って納めてください。就学援助における学用品費等は定額支給ですので、学校に支払った金額の全額が支給されるものではありません。

Q2. 認定通知書が届いたにもかかわらず、学校給食費や教材費等が引き落とされてしまった。

A2. 学校給食費については、認定後に金融機関へ引き落としの停止を依頼するため、その間 引き落とされてしまう場合がありますが、後日還付されます。還付のお問い合わせは、学校給食センター（電話：047-492-1081）へお願いします。教材費等の引き落としについては、学校が徴収事務を担っているため、各学校へ直接お問い合わせください。

Q3. 子どもが参加した校外活動あるいは修学旅行にかかった費用は、いつ振り込まれますか？

A3. 学校から実施報告書の提出を受け、当該校外活動または修学旅行に係る経費が確定次第、随時支給の手続きを行います。なお、支給日が決まりましたら文書でお知らせします。

Q4. 修学旅行の積立金は援助の対象になりますか？

A4. 修学旅行の積立金は援助の対象ではありません。お子さんが小学6年生あるいは中学3年生の時点で援助の認定を受けた後、修学旅行に参加した場合、その実費を後日支給します。

Q5. 市外等より転入しましたが、追加で手続きは必要ですか？

A5. 市外等から転入の場合も申請は必要です。申請時点で認定要件に当てはまっているか確認をしますので、転入者については必ずマイナンバーカードを御持参ください。

**申請・お問い合わせ先**

白井市教育委員会 学校政策課（住所：白井市復1123番地 東庁舎3階）

午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く）

電話：047-492-1111（代表）



小中学校へ入学するお子さんを おもちのみなさまへ

## ～白井の特別支援教育～

白井市では、一人一人のお子さんの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進しています。お子さんの個性を生かしながら、よりよい支援について一緒に考えていきませんか？

相談はこちらへ！！

<白井市内>

白井市役所

・教育支援課支援班 047-401-9471  
(就学・発達相談及び相談機関の紹介)



・白井市教育相談室 047-492-2301  
(学校生活上の心配・教育相談等)

<千葉県>

- ・中央児童相談所 043-252-1152(子どもに関する全般)
- ・千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446  
(教育相談 問題行動・不登校等にかかわること)
- ・千葉県総合教育センター特別支援教育部 043-207-6025  
(発達相談 発達全般にかかわること)

## 特別支援教育就学奨励費制度について

白井市では、市内の小中学校の特別支援学級等に就学している児童生徒がいるご家庭に対し、世帯収入に応じて、学用品や給食費等を支給する「特別支援教育就学奨励費」制度がありますので制度の概要について、お知らせします。

支給対象項目のうち、学用品費等の補助対象経費については、購入の事実が分かる領収書又はレシートの添付が必要になりますので、大切に保管してください。

### 1. 対象者

- (1) 特別支援学級に在籍している児童生徒
- (2) 通常学級の児童生徒のうち、学校教育法施行令第22条3に規定する障害の程度に該当するもの

### 2. 対象とならない方

- (1) 生活保護を受けているとき
- (2) 就学援助をうけているとき

※ただし、下記の「3. 補助対象経費」のうち、就学援助制度等に支給項目のない⑧、⑨は、支給対象となります。

### 3. 補助対象経費と支給額等

補助対象経費	小学校支給額等	中学校支給額等
①学用品・通学用品購入費	実費の1/2（限度額：5,820円）	実費の1/2（限度額：11,370円）
②新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	実費の1/2（限度額：28,530円）	実費の1/2（限度額：31,500円）
③給食費	実費の1/2	実費の1/2
④校外活動費（宿泊を伴わないもの）	実費の1/2（限度額：800円）	実費の1/2（限度額：1,155円）
⑤校外活動費（宿泊を伴うもの）	実費の1/2（限度額：1,845円）	実費の1/2（限度額：3,105円）
⑥修学旅行費	実費の1/2（限度額：10,790円）	実費の1/2（限度額：28,860円）
⑦通学費	実費	実費
⑧職場実習交通費		実費
⑨交流及び共同学習交通費	実費	実費

※限度額は、変更となる場合があります。

※①、②の対象経費となる経費の一例については、「5. 学用品・通学用品支給対象品目例」をご覧ください。

※①、②は、**購入の事実がわかる領収書又はレシートの添付が必要となります。**

**領収書等は大切に保管してください。**

※①は、**入学式以降に購入したものが対象となります。**

※②は、**新入学児童生徒(1年生のみ)が対象となり、入学式前日までに入学準備として購入したものが対象となります。**

※収入等により、支弁区分が第3区分の場合は、⑦～⑨のみが支給対象となり、その場合の補助額は「実費の1/2」になります。

### 4. 申請方法

申請手続等については、5月頃に学校を通して行います。詳細については別途お知らせいたします。

## 5. 学用品・通学用品支給対象品目例

	支給対象となる経費	支給対象とならない経費
学 用 品	<p>◆教育課程上、通常必要とされる学用品 (学校の授業で使用するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノート、下敷き、筆箱</li> <li>・筆記用具（鉛筆、消しゴム、油性ペン等）</li> <li>・色鉛筆、クレヨン、絵の具セット</li> <li>・習字セット、裁縫道具、算数セット</li> <li>・リコーダー、ピアニカ</li> <li>・彫刻刀、コンパス、定規</li> <li>・副教材、副読本（ドリル等）、練習帳、辞典類</li> <li>・実験・実習用（理科・美術・図工・家庭科等）の材料等</li> <li>・体育館用靴、体操着、紅白帽、縄跳び</li> <li>・スクール水着、水泳帽、ゴーグル</li> <li>・上履き、上履き入れ</li> <li>・名札、ゴム印、連絡帳、ファイル類</li> </ul> <p>◆児童・生徒が通学のため通常必要とする通学用品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校制服</li> <li>・ランドセル、通学用カバン</li> <li>・通学用靴</li> <li>・雨靴、雨傘、レインコート、雨合羽</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭学習で使用するもの</li> <li>・部活動に関するもの（ユニフォーム、スパイク等）</li> <li>・リュックサック、修学旅行用鞄</li> <li>・手袋、マフラー、防寒用ジャンパー、コート</li> <li>・ポケットティッシュ、歯ブラシ、コップ</li> <li>・使い捨てマスク、フェイスシールド</li> <li>・靴下、衣服（体操着を除く）</li> <li>・ハンカチ、タオル</li> <li>・眼鏡</li> <li>・腕時計</li> <li>・卒業アルバムの経費</li> <li>・学級写真の経費</li> <li>・PTA会費</li> <li>・生徒会費</li> <li>・日本スポーツ振興センター共済掛金</li> <li>・口座引き落とし手数料</li> <li>・地域クラブ活動参加費</li> </ul>
通 学 用 品		

※支給対象品目は、参考例です。

※学校で一括購入等している物品等は、学校から購入実績報告書を作成しますので、保護者の方には、学校で一括購入しているもの以外で個人で購入した学用品等の購入実績報告書を作成していただきます。

※領収書又はレシートには、必ず対象の児童生徒名、日付、品名（何を購入したのかわかるように全ての品名）を記入してください。

※学校で一括購入等している物品等であっても「特別支援教育就学奨励費」の支給対象とならない場合があります。